株式会社　レップワン

災害補償および職務発明、
特許、著作権等に関する規程

本規則は、2013　年　１０月　１　日から施行する（第四版）。

災害補償規程

第1条　（災害補償）

1. 従業員が業務上また通勤途中に負傷、罹病、死亡した場合、会社は療養・死亡に必要な措置を講ずるとともに、法令の定めるところにより、災害補償を行う。ただし、補償を受けるべき従業員が同一の理由により労働者災害補償保険法および自動車損害賠償責任保険法によって保険給付を受ける場合には、この給付額に相当するものは補償しない。
2. 会社は従業員からの民事上の損害賠償を求められた場合で、当該事故を理由にすでに会社からの見舞い金、任意保険等からの給付があれば、その額を損害賠償額から控除する。
3. 負傷、疾病又は死亡の原因が従業員の故意又は重大な過失による場合、又は天災地変による場合はこの規程による補償は行わない。

第2条　（第三者の行為による事故）

1. 会社は、第三者の行為によって生じた災害に対して補償を行ったときは、その補償の限度において、補償を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。その災害につき本人がその第三者と和解するときは、あらかじめ会社の許可を受けなければならない。
2. 前項の場合において、補償を受けるべき従業員が当該第三者により同一事由につき損害賠償を受けたときは、会社はその価額を限度として本規定による災害補償を行わない。
3. 第１項、又は前項における第三者に対する損害賠償請求権、又は第三者により受けた損害賠償額には、それぞれ保険会社に対する保険金請求権、又は保険会社により受けた保険金額を含むものとする。

第3条　（民事上損害との相殺）

1. 会社は、従業員から民事上の損害賠償を受けた場合で、当該事故を理由にすでに会社から見舞金その他支給がされている場合は、その額を民事上の損害額から控除する。

第1章 職務発明、特許、著作権等に関する規程

第4条　（職務発明、特許、著作権等の取り扱い）

従業員が職務上なした発明にかかる特許権、考案にかかる実用新案権、又は、著作に係る著作権は、会社に帰属する。但し、会社がこれらの権利の全部又は一部を他に譲渡し、又は行使させる場合は、当該従業員を優先する。

（付　　則）

本規則は、2005　年　５　月　１　日から施行する（第一版）。

本規則は、2007　年　１　月　１　日から施行する（第二版）。

本規則は、2009　年　１０月　１　日から施行する（第三版）。

本規則は、2013　年　１０月　１　日から施行する（第四版）。